

8 議事の経過の要領及びその結果

議題に沿って、以下のような意見交換が行われた。

(1) 第1号議案 社会福祉法人東京都社会福祉事業団就業規則及び社会福祉法人東京都社会福祉事業団非常勤職員等就業規則の一部改正（案）について

議長の求めに応じ、事務局から、議案書に従い説明があった。

その後、議長が質問・意見を募ったが、なかったため、第1号議案について議長が賛否を諮り、全員の賛成をもって、理事会の承認を得た。

(2) 第2号議案 令和元年度第二次補正予算（案）について

議長の求めに応じ、事務局から、令和元年度第二次補正予算（案）及び令和元年度第二次補正予算（案）説明資料に従い説明があった。

その後、各役員に対し、質問・意見を募ったところ、次の意見があった。

- 出席者から、「エアコンや給湯設備等、設備は必然的に老朽化するものであり、利用者のために、設備等の更新は是非実施してほしい。」との意見があり、池田理事長から、「しっかり実施していく。」旨の説明があった。

質疑応答の後、第2号議案について議長が賛否を諮り、全員の賛成をもって、理事会の承認を得た。

(3) 第3号議案 指定管理者への応募（案）について

議長の求めに応じ、事務局から、議案書及び指定管理者への応募（案）についての資料に従い説明があった。

その後、各役員に対し、質問・意見を募ったところ、次の質問・意見があった。

- 出席者から、「人件費について、予算に残余が出た場合に、東京都へ返還するのか、積み立てるのか。」との質問があり、また、別の出席者から、「この収支計画における人件費の試算は、都派遣職員がいなくなり、全員事業団職員となった場合の金額であると、事務局からの説明により理解したが、現状に比べ増加額が大きく、少し驚いた。」との意見があった。渋谷業務執行理事から、「積み立てられる金額の上限が決まっているため、予算に残余が出た場合、積立の上限金額までは積立を行い、それを超える部分は都へ返還することになる。人件費の額については、現状都派遣職員がおり、その分の給与は都が直接支給するので、事業団の令和2年度の人件費予算は、令和元年度予算に比べ少し増額になる位である。」旨の説明があった。
- 出席者から、「建物管理費について、新しい施設ではないため、修繕費関係が現状に比べ今後増加すると想定されるが、この収支計画では見込んで

いるのか。」との質問があり、渋谷業務執行理事から、「基本的には見込んで
いる。また、石神井学園では、児童棟の建替えが済み、新しくなったので、
修繕費はあまりかからないと考えられる。」旨の説明があった。

- 出席者から、「説明にもあったが、石神井学園、小山児童学園は、セーフ
ティネットとして、きちんと機能を果たしていかななくてはいけない。特に、
石神井学園は『連携型専門ケア機能モデル事業』を引き続ききちんと実施し
ていかななくてはいけない。そして、次期5期の指定管理期間が10年になる
ことは、リスクはあるかもしれないが、中長期的な展望のもと、事業団とし
てビジョンを持って運営することができるという点では、より有効に働く
と考える。是非良い結果を生んでほしい。」との意見があり、池田理事長か
ら、「人材育成について、長期的な視点で10年間を見越して行うことができ
る。アフターケアも10年後を見越して支援していく必要があるなど、責
任も生じるが、長期的な視点を持って運営することができること、それが重
要であると思っている。」旨の説明があった。また、石神井学園の園長であ
る福山理事から、「今まで指定管理を行ってきた期間も重要であったが、次
の10年の重みを改めて実感している。」との発言があった。

- 出席者から、「石神井学園は児童数も職員数も多い所なので、施設長に加
え、施設長をサポートする副施設長を置くことは良いと思う。この点も賛成
である。」との意見があった。

質疑応答の後、第3号議案について議長が賛否を諮り、全員の賛成をもっ
て、理事会の承認を得た。

(4) 報告事項

池田理事長から、社会福祉法第45条の16第3項の規定に基づき、職務執
行状況について、報告があった。

詳細については、渋谷業務執行理事から、第1回理事会後に、決議の省略の
方法で行った理事会（6月28日）の決議事項3点について、また「部門別事
業活動の状況」として、各施設の利用実績について、資料に従い説明があった。

その後、以下の意見があった。

- 出席者から、「児童相談所の一時保護所は深刻な状態になっているので、
児童養護施設の側でも、枠いっぱい受け入れるよう協力しなければなら
ないと思う。お互いに頑張っていきたい。」との意見があった。

以上、議長は議事がすべて終了した旨を告げ、午後3時52分に閉会した。